

文教くらし委員会記録

開催日時 令和3年3月11日(木) 13:04~15:33

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

尾崎 充典 委員長

中村 昭 副委員長

亀甲 義明 委員

乾 浩之 委員

阪口 保 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 請願の審査について

請願第7号 高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願

(2) 議案の審査について

令和3年度議案

議第17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(文教くらし委員会 所管分)

議第18号 県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例

議第21号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会 所管分)

議第24号 奈良県食品衛生法施行条例及びふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例

議第 2 5 号 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

(文教くらし委員会 所管分)

議第 2 6 号 奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

議第 4 8 号 奈良県文化振興条例

議第 5 1 号 なら歴史芸術文化村の指定管理者の指定について

議第 5 4 号 財産の出資について

議第 5 5 号 公立大学法人奈良県立大学定款の変更について

議第 5 7 号 男女でつくる幸せあふれる奈良県計画の策定について

令和 2 年度議案

議第 1 0 6 号 奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の
一部を改正する条例

議第 1 0 7 号 興行場法施行条例の一部を改正する条例

議第 1 0 8 号 奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例

議第 1 1 0 号 奈良県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

議第 1 2 1 号 和解及び損害賠償額の決定について

報第 3 6 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ
いて

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一
部を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(文教くらし委員会 所管分)

(3) その他

<会議の経過>

○尾崎委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

今定例会においては、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を 5 人に制限し
ています。本日、当委員会に対し、2 人の方から傍聴の申し出がありましたので、入室
いただいています。この後、傍聴の申し出があれば、先の方を含め、5 人を限度に入室

していただきますので、ご承知ください。

本日3月11日は、東日本大震災発生から10年を迎えます。地震発生時刻の午後2時46分頃に、庁内放送で黙祷の呼びかけがございます。審査の途中の場合、一旦中断して、黙祷を捧げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入ります。

まず、請願の審査を行います。

審査に先立ち、申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合せにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

当委員会に付託を受けました請願第7号、高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願については、お手元に配付した資料のとおりです。請願第7号について、紹介議員である小泉議員に請願の趣旨を説明願います。

なお、説明は着席にてお願いします。

○小泉議員 高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願の紹介議員が私を含め7名、自民党以外の各会派から紹介議員になっていただいています。

請願趣旨は、県内の高等学校で演劇鑑賞教室を開催できるようにお願いしたいということと、各市町村における青少年対象の文化芸術活動充実に向けて、一層の支援をしていただきたいという2つです。

一つ目は、各高等学校において、演劇鑑賞することが大変減ってきており、ここに書かれていますように、1990年代後半までは年間1,300公演だったものが、2017年には半数以下の559公演になっていると。それはただ単に減っているから何とかしてくれと言うのではなく、青少年の時期にバランスの取れた教育をしながら、情操教育をして、立派な社会人になっていただけるように、演劇も含めて、学んでいかなければいけないということです。

とりわけここに書かれていますように、奈良県は全国的に非常に悪い結果になっております。私のところに資料があり、年度は分からないのですが、奈良県で上演された高等学校は3校でありました。多いところは愛媛県とか東京都とか茨城県で、愛媛県が一番多く96校で上演されているようです。奈良県は3校だったということで、もっと青少年の育成のためにやっていただきたいという主旨です。

それから、本請願に対して、全国で今どうなっているのかということですがけれども、

埼玉県を中心として7つの県で、請願が全会一致で通っているということです。奈良県も遅れているので、ぜひとも委員の方のお力添えで請願を通していただきたいので、よろしく願い申し上げます。

○尾崎委員長 ただいまの説明について、小泉議員に対する質疑があれば、発言を願います。ないようですね。紹介議員の方はご退席願います。

○小泉議員 よろしく申し上げます。

(紹介議員退席)

○尾崎委員長 それでは請願第7号について、審査を行います。請願第7号について、ただいまの説明を含めて質疑があれば、ご発言を願います。

○今井委員 小泉議員から内容の説明をいただきましたが、全ての学校で生の演劇を見てもらうことは、子どもの豊かな感性を育むために大変重要なことだと思います。国会でも、133名の超党派の議員連盟が文化芸術省の創成を国に求めている動きも出ています。大変大事なことだと思いますので、ぜひご賛同いただきますようお願いしたいと思います。

○尾崎委員長 ほかにご意見ありませんか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

それでは、請願第7号について、これより採決に入ります。採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、諮ります。請願第7号については、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって請願第7号は採択することに決しました。

これをもちまして、請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。知事提出議案の説明については、2月18日及び3月2日の議案説明会で行われたため省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があれば、ご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

○今井委員 議案の中で、文化振興条例について、少し意見を述べさせていただきたいと思います。皆様のお手元に条例その他の予算外議案の冊子の334ページに文化振興

条例が出ていますので、ご参照いただいたらと思います。

これまで、こうした基本的な条例がなかった中で、このような条例が作られるということは、基本的には賛成をしています。何点か気がついたところがありますので、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、前文ですけれども、2段落目の終わりに、「こうした取組は全国にも広がりを見せつつある」という表現は、奈良県はやっているけれどもほかはどうだという、少し傲慢な印象を受けるのではと、「取組を展開して広げていきます」ぐらいの表現でいいのではないかと思います。

それから、条例の3条の基本理念とされているところに「文化を享受することが人々の生まれながらの権利である」と書いているのですけれども、「生まれながら」というのをあえて入れる必要はないのではないかと、「人々の権利」でいいのではないかと思います。

それから、337ページの10条に「誇りと愛着を持つことができるよう」という表現がありますけれども、現在の奈良県民が誇りと愛着を持っていないかのように受け取れる文章なのではと思いましたので、「誇りと愛着を深めるよう」という表現でいいのではないかと思います。

それから、11条で文化財と書いた中に、括弧つきで、「文化財保護法第2条に規定する文化財をいう。以下同じ」という説明書きがありますけれども、この説明書きはあえて要らないのではないかと思います。

それから、339ページの22条。こちらに「県は、なら芸術文化村その他の文化振興に関する県の施設を」と、事例として施設名が上がっているのですけれども、特にこの施設名を入れなくても、「文化振興に関する県の施設を」という表現でいいのではないかと思います。

また、全体を通してですけれども、「世界遺産の保護・活用を進める」という文面をどこかに入れていただけたらいいかと思います。もう一つは、歴史文化遺産の災害に関して、相応の対策を図るという文言も含めるべきではないかと思いますので、意見を述べさせていただきました。

担当課で、もし何かご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 今井委員から5点、各条文についてご意見をいただいたところです。今回提案させていただいています条例は、県が目指す文化条例につ

いて、その基本理念や施策の基本的事項を明らかにし、文化の振興を通じて、心豊かな県民生活と活力ある地域社会を実現するために、制定させていただこうというものです。

条例案の概要については、11月議会でこの概要をご説明させていただいたとおりで、その後、パブリックコメント等を通じて県民の方からもご意見を頂戴しました。12件のご意見を頂き、考え方に反映しています。また、条文化するために法制的な整理も行い、本議会に条例案を提案させていただいていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○今井委員 今後、具体的な大綱なども作られると聞いていますので、そうした点をぜひ考慮、反映していただきたいとお願いしておきます。

もう一件付託議案で、議第18号の県費負担教職員の定数条例が出ていますので、これについてお伺いしたいと思います。

107名の教職員の減が出されています。これに関して、児童生徒の減となっていますが、大体どれぐらいの児童生徒が減っているのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、31名をコロナ対策で増員されたということを知っていますが、実際その31名の先生がコロナ対策のときに配属されていたのか、その辺りもお尋ねしたいと思います。

それから、本会議のときに吉田教育長から、現在、125校に174名の加配の先生を置いているというお話がありましたけれども、非常に厳しい状況の自治体から加配を増やしてほしいという相談などもあり、実際、私も一緒に要望させていただいたことも何度かございます。これでは市町村からの要望に全部応え切れないのではないかと思います。市町村からの要望に対して、どれぐらい応えていたのか、応え切れないのがどれぐらいあったのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○上島教職員課長 まず、令和3年度の児童生徒の減少見込みです。小学校においては児童1,060人程度、中学校においては生徒210人程度減る見込みです。

そして、本年度の、31名の先生の加配ですが、配置は31名だったのですが、実際に勤務できた人は21名でした。

また、125校に174名の少人数加配を活用していますが、実際に市町村からの要望が幾らあったかについては、本日資料等を持ち合わせておりませんので、お答えすることは難しいです。

○今井委員 本会議でも質問させていただきましたが、今年から国が5年間かけて35人学級を進めていく方向の中で、奈良県がこれだけの先生を削減するというのは、私は

大きな問題ではないかと思っています。全国では15の県が、県独自で少人数学級を進める事業をしていますので、国の予算だけを当てにしてやるのではなく、県独自でもっと少人数学級、特に小学校3年生だけでしたら、あと15人いればできるということも聞いています。そうした対応をしていただきたいと思いますので、この議案には反対します。

○尾崎委員長 ほかに付託議案についてのご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これもちまして付託議案の質疑を終わります。

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、令和3年度議案、議第18号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。令和3年度議案、議第18号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

着席願います。起立多数であります。よって令和3年度議案、議第18号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。令和3年度議案、議第17号中・当委員会所管分、議第21号中・当委員会所管分、議第24号、議第25号中・当委員会所管分、議第26号、議第48号、議第51号、議第54号、議第55号及び議第57号、並びに令和2年度議案、議第106号、議第107号、議第108号、議第110号及び議第121号については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないものと認めます。よって本案は、いずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてです。

令和2年度議案、報第36号中・当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

吉田文化・教育・くらし創造部長から、(仮称)「奈良県文化財保存活用大綱」の策定ほか2件について、吉田教育長から、奈良の学び推進プランの策定ほか1件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告願います。

なお、理事者の皆様においては、着席にてご報告願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 まず、奈良県文化財保存活用大綱の策定について、ご説明いたします。資料1-1(仮称)「奈良県文化財保存活用大綱」の策定にあたってをご覧ください。

これまでの検討状況です。平成29年度から有識者にご意見を頂戴しながら、文化財の保存と活用について、その体系の策定に取り組んできたところです。その後、平成30年に文化財保護法が改正されまして、文化財保存活用大綱を策定することができるようになったため、体系を大綱として位置づけ、検討を重ねてきたところです。

今後のスケジュールですが、資料1-1の表に記載のとおり、この後パブリックコメントを実施した上で、来年度の早い時期に文化財保護体系推進会議を開催し、策定する予定としています。

資料1-2大綱の概要です。背景ですが、少子高齢化や過疎化の進行等により、文化財が散逸する危機にあること、また来年度に予定していますなら歴史芸術文化村の開村などを踏まえて、策定していく必要があると考えているところです。

資料1-2二段目、文化財の保存と活用を推進する意義ですが、3点にまとめています。まず1点目は、文化財を次世代に確実に継承すること。2点目は、県民等が文化財の魅力に触れ、価値を理解し、守り、楽しみ、親しみ、交流するようにすること。最後3点目は、地域を活性化すること。この3点であると考えています。

資料1-2三段目、本県が取り組む文化財行政の視点としては、記載のとおり、①から⑥の6項目について整理しています。

大綱の構成ですが、序章から始まり、第1章から第6章までとしています。まず序章は、大綱策定の背景と目的、大綱の位置づけ、第1章では奈良県における文化財の現状、第2章では文化財の保存と活用に関する課題、第3章では文化財の保存と活用を図るために講ずる措置、第4章では市町村への支援の方針、第5章では防災・災害発生時の対

応、第6章では文化財の保存と活用の推進体制について記載しています。文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確にしていきたいと考えています。詳細な内容については、資料1-3に記載のとおりです。

次に、資料2、第2期奈良県教育振興大綱については、昨年12月の当委員会でその概要をご報告したところです。その後、12月15日から本年1月13日まで、パブリックコメントを実施し、2団体を含む10者から24件のご意見を頂戴したところです。このうち3件について、ご意見を反映し、最終的に第2期奈良県教育振興大綱を取りまとめました。

第2期教育振興大綱の概要について、1、教育振興大綱の位置付け、2、策定時期・対象期間については記載のとおりです。3、奈良県教育が目指す方向性ですが、一人ひとりの学ぶ力、生きる力をはぐくむ本人のための教育を行うこととしています。4、教育施策の基本方針ですが、本人のための教育を実現するため5つのテーマを設定しました。具体的には、1、こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ、2、学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ、3、働く意欲と働く力をはぐくむ、4、地域と協働して活躍する人を育てる、5、地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる、の5つのテーマであり、それぞれ目指す方向と施策の方針をお示ししています。

なお、詳細は「第2期奈良県教育振興大綱」の7ページ以降に記載しています。

5、大綱の推進方針ですが、就学前からシニアまで、それぞれのライフステージにおける教育を連続したものとして位置づけ、切れ目のない接続を図ってまいります。また、学びの場は学校、家庭や地域など多様であることや、学びと仕事の円滑な接続が極めて重要であることから、知事部局と教育委員会がそれぞれの役割を主体的に果たすとともに、市町村や学校、地域、家庭とも連携・協働し、施策を遂行します。

なお、大綱の推進に当たっては、現状分析や評価を定期的に行い、成果を次の取組に的確に反映するため、総合教育会議や奈良県教育サミットの間を活用し、県教育委員会や市町村との議論を深めることとしています。これらの取組を重ねることで、奈良県の教育がよりよいものとなるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3、公立大学法人奈良県立大学第2期中期計画についてご説明します。昨年の11月議会で議決されました県立大学の第2期中期目標を受けて、今般、県立大学から県に提出されました第2期中期計画を認可しましたので、その内容をご報告します。

この中期計画では、県が中期目標で示した将来の地域社会を担うリーダー、人材の輩出に向けて、県立大学としての取組項目と、それらの進捗を図るための具体的な目標が定められています。目次をご覧ください。記載のとおり、中期目標で示した教育、研究、地域連携、国際交流、法人運営の5つの柱立てに沿って、中期計画は構成されています。

具体的には2ページ、Ⅰ、教育の分野では、県が定めた教育内容の充実など、4つの価値目標に対し、県立大学としての取組内容と実現目標が定められています。

次に7ページ、Ⅱ、研究の分野では、研究力の向上と研究推進体制の充実の2つの価値目標に対して、また、8～9ページのⅢ、地域連携の分野では、地域のステークホルダーとの関係構築など、3つの価値目標に対して、10ページですが、Ⅳ、国際交流の分野では、海外の大学との研究、教育交流の充実に対して、次の11ページ～12ページのⅤ、法人運営の分野では、ガバナンス体制の充実など、4つの価値目標に対して、それぞれ具体的な取組内容と実現目標が定められています。いずれも県が示した中期目標の達成に向けて、県立大学の教職員が一丸となって取組を推進する内容となっています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田教育長 私からは2件、まず、奈良の学び推進プランの策定についてご説明します。資料4をご覧ください。

奈良の学び推進プランについては、令和2年11月議会の当委員会でその概要について報告しました。その後、昨年12月15日から本年1月13日までパブリックコメントを実施し、1団体と6名の方から11件のご意見をいただきました。このうち6件についてご意見を反映しています。

また、市町村教育長会議や定例教育委員会で頂いたご意見も反映し、最終的に奈良の学び推進プランを取りまとめましたので、改めてご報告します。

1ページ、第1、奈良の学び推進プランの策定にあたってです。プラン策定の趣旨として、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止めながら、教員自身が子どもたちの伴走者として、一人ひとりの学びを最大限引き出すことが重要であることや、教員が子どもたちに真に必要な教育活動を効果的に行うことができるよう学校における働き方改革やICT環境の整備などを充実させる中で、奈良の学びを推進していくことを述べています。

奈良の学びでは、子どもたち一人ひとりが学びの発展をさせることを重視し、意欲の

喚起、学びの継続、社会での活用と学びを高めてまいります。また、奈良の学びでは、奈良でしかできない学びを重視します。奈良の歴史、文化、自然を学びのステージとして活用することで、学びをより深めたいと考えています。このような奈良の学びを実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する学校教育をはじめ、家庭や地域の教育、社会教育など、各分野における20の主要施策を定め、奈良の学び推進プランを策定しました。

プランの位置付けですけれども、本プランは教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画、教育振興計画と申していただきますけれども、この計画として位置づけをします。プランの期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とします。

2ページ、第2 データから見た奈良県の子どもたちの状況として、学力、学習意欲、規範意識、自分自身に対する意識、体力、運動能力、運動習慣について記しています。

3ページ、第3 主要施策です。まず、施策体系として、第2期奈良県教育振興大綱「教育施策の基本方針」に基づいて、奈良県教育委員会が取り組む「20の主要施策」について、5つのテーマごとに示しています。

4ページをご覧ください。2、テーマごとの主要施策として、大綱の1から5のテーマごとに20の主要施策の4年間における推進方針と実現目標を示しています。一例を挙げると、大綱の1つ目のテーマ、「こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ」の主要施策(1)として、就学前教育の充実を挙げ、推進方針とその方針を実現するための実現目標として4点、取組内容とその目標値を示しています。

同様にほか19の主要施策についても記載しています。このプランの内容については、教職員をはじめ県民の皆様にご理解いただくことが重要であることから、プランに掲げる県教育委員会所管分野の施策から、次年度、特に重点を置いて取り組む内容をリーフレットにまとめ、配布及びホームページの掲載等を通じて広報をいたします。このプランにより、教育行政の関係者はもとより教育に関わる全ての人々と奈良の学びの目指す方向性を協議し、奈良県の未来をつくる子どもたちの夢を育み、夢を実現できる教育を推進してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料の5-1、奈良県立学校施設の長寿命化整備計画の策定については、昨年11月議会の当委員会で検討状況を報告しました。その後、学校ごとに意見照会を行うなど精査を行い、最終的に定例教育委員会での議決を経て策定しましたので、改めて本

日ご報告します。

背景・目的ですが、資料の上段、県立学校では、築30年以上経過している建物は8割に達しており、今後10年から20年の間に一斉に更新時期を迎える見込みです。そこで主に3つのこと、すなわち1つ目は、学校施設に求められる機能、性能を確保すること、2つ目に、中長期的な施設整備に関するトータルコストを縮減すること、3つ目に、施設整備を一時期に集中させずに、財政負担の平準化や施設整備部門への人員配置の適正化を図りながら計画的かつ効率的な施設整備を推進すること、この3つを目的として本計画を策定いたしています。

資料中段、本計画の位置付けについて、全国的に各種インフラの老朽化が進んでいることから、国においてはインフラ長寿命化基本計画が策定され、国の省庁及び地方公共団体は長期的な視点を持って、各インフラの更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことを求められています。それを受け本県では、奈良県公共施設等総合管理計画を平成28年3月に策定しており、その下位計画となる個別施設計画として、学校施設版の計画を策定したものです。

将来の県立学校の再編成と今後の施設整備について、資料の下段をご覧ください。今後の学校施設の整備は、県立学校の再編成と密接に関連するという認識の下、本計画は現在の適正化計画と周期を合わせて、令和9年度までを対象期間とすることにしました。今後も高校生の人口動態などを踏まえた再編成の議論に合わせて見直しを行い、計画に反映させてまいります。

資料2ページ目に策定した本計画の概要をまとめています。2、学校施設の目指すべき姿で、安全・安心な教育環境の確保はもとより、実学教育や特色ある教育を実現するため、教育の質を高めるための教育環境の確保を図るとともに、空調設備の充実、トイレ等衛生環境の改善など、社会・生活環境の変化等への対応についても取り組んでまいります。

4、学校施設の状況の円グラフをご覧ください。オレンジ色は築40年以上の施設ですが、約6割を占めており、灰色の築30年以上の施設を加えると8割以上となり、施設の老朽化が進んでいます。児童生徒数の減少が見込まれる中、今後、施設機能の集約化など、将来の県立学校の適正配置や適正規模について引き続き検討していくこととしています。

5、学校施設の整備方針②で、施設の耐用年数を延伸させるため、今後は長寿命化の

考えを取り入れた予防保全的な整備を目指してまいります。モデル図として示しているとおり、竣工からおよそ20年スパンで整備を行うことで、施設を80年以上使用できるようにしていきたいと考えています。整備の優先順位としては、原則として、建築年数が経過している施設を優先してまいります。

資料3ページ目、7、学校施設の機能・性能向上をご覧ください。空調設備については、普通教室、特別教室とも全国平均を上回る設置率となっています。今後は必要性の高い特別教室や屋内運動場、体育館への空調設置、それからトイレの衛生環境の向上、情報化教育への対応等についても、原則として長寿命化改修等に併せて取り組んでまいります。

8、学校施設の維持管理をご覧ください。法定点検や日常点検などにより危険箇所を早期発見し、対応していくとともに、学校ごとの施設台帳、学校施設カルテと呼びますけれども、カルテを作成し、点検データの蓄積を行い、今後の施設整備に活用してまいります。

なお、資料5-2は、本計画の全体版となっていますので、後ほどご覧いただければと思います。

○尾崎委員長 次に、その他の事項も含め、質問があればご発言願います。

○阪口委員 3点通告しています。1点目は聖火リレーが始まるということです。オリンピックの是非はともかくとして、聖火リレーを粛々と進行していく必要があると思います。テレビの記者会見を見ていると、マスクの着用など、上手に説明していただいていた。新型コロナウイルス感染などを念頭において、どういう対策を立てておられるのかをお聞きします。

○木村スポーツ振興課長 ただいま聖火リレーに関するご質問がありました。テレビの記者会見は私がさせていただきました。阪口委員、ご覧いただきありがとうございます。この件については、3月9日に東京2020組織委員会から、本県の聖火リレーは予定どおり公道で実施する旨の発表がされました。この方針に従い現在、準備を進めています。

リレーの内容については、昨年度発表させていただいたとおり、ルートもランナーも当初の計画どおりです。今回の実施に当たり一番肝心なのが、新型コロナウイルス感染症対策だと思っています。これについても、組織委員会から新型コロナウイルス感染症に関するガイドラインが発表になりました。3密を避ける、殺菌消毒を徹底する、沿道

での密集回避、あるいはリレーはインターネット中継もしますので、そちらへの誘導、セレブレーション会場は事前予約制にするなど、こういった対策をしっかりと整えて、本番に向けて準備したいと思っています。

○**阪口委員** テレビを見ている方は非常によく分かったと思います。新型コロナウイルスの変異株等のことが問題になっていますが、せっかく聖火リレーをやるのであれば不安をかけてはいけないと思いますので、よろしくお願いします。

2点目は、先ほど吉田教育長から、生徒数は減少していくと、それはそうであると思っています。質問したいのは、このあいだ、3月5日の一般選抜出願状況を見ると、奈良高校は1.29倍と、前年度より増えて104人オーバーしています。それから一条高校は1.47倍と一番多いわけです。畝傍高校も1.16倍で、58人多く、郡山高校も同じです。全体としては普通コースが非常にオーバーしています。実学コースに力を入れられていますが、この状況を見ると、普通コースをどうするのか。この出願状況の認識と今後の対応について、即、対応はしにくいとは思いますが、お考えをお聞きします。

○**山内学校教育課長** 一般選抜の出願者数が確定し、本日、一般選抜は学力検査が実施されているところです。阪口委員ご指摘のとおり、具体の校名を挙げていただきましたが、奈良、高田、郡山、畝傍、この4校で50名、募集人員を超える出願者が出ています。一方で、募集人員に満たない学校もあると、このような状況です。

この傾向はこれまでもあり、昨年度ですと、郡山高校で117名の募集人員超過という状況になっています。対応の方法としては、阪口委員お話しのとおり、すぐに対応は難しいというところですが、これらの学校が現在9学級規模となっています。この9学級規模というのは、県立高校で申し上げますと、現状最大の規模となっています。以前、生徒が多いときには、やむを得ずこれを超える学級数もありましたが、現状を考えると、このような学級数が適当であるのではと思っています。

このため、直近の対策としては、高円芸術高校及び法隆寺国際高校の普通科を1クラス増やしたところです。ただ、中長期的にはこのような出願数が多い学校がありますので、これらの学校の募集人員をどう定めるのか、十分に今後の出願者数の分析を踏まえて、検討を進めてまいりたいと思います。

○**阪口委員** 即、答えは出にくい課題だと思います。今後、募集人員の問題に絞っていくのか、また学校再編等全体の絡みでの検討をしていくのか。できるだけ早く、全体で審議していくほうがうまくいくと思いますので、どこかで状況を見て、案を出していた

だいて、私も質問していきます。

3点目の質問です。これは本会議で質問をしました。私の質問と吉田教育長の答弁はかなり食い違ったのですが、本会議なので致し方ないかなと思います。食い違った部分を本日質問します。まず、奈良県の部活動の在り方に関する方針なのですが、県の方針を要約すると学校教育の一環として教員の指導の下に行う、自主的自発的な活動であると、書かれています。

山辺高等学校で、ボスコヴィラサッカーアカデミーは全国制覇を目的としており、教員の指導ではないのです。県の部活動方針の在り方とは非常に乖離しています。再度お聞きをします。

○吉田教育長 まず、山辺高等学校にサッカー部があり、サッカー部の活動をする。いわゆる学校中心型の部活動、運動部活動になりますので、当然我々の県教育委員会の方針に従っていただきます。もともと山辺高等学校にサッカー部はありませんでした。そこに社会教育施設として、ボスコヴィラサッカーアカデミーができました。このボスコヴィラサッカーアカデミーでの活動は主としてアカデミーの方針に従う。ただ、山辺高等学校の生徒でもありますので、生徒の教育活動に支障がある場合には、アカデミーに対して申入れをすることは当然です。

そのアカデミーが社会体育のクラブチームに行き、クラブチームとして試合するのか、サッカーの試合の中には、クラブチームとして単独試合をするという、そういったクラブチームもございます。ところが、アカデミーの生徒は、部活動としての活動もしたい、部活動としての側面も併せ持ちたいということになりました。山辺高等学校は馬術部もありますので、このサッカーアカデミーに対しても部活動としての受入れをしていこうということが経緯です。

ただ、阪口委員お述べのように、部として受け入れる場合の課題はあるのではないかとということに対しては、私も認識しています。

○阪口委員 確認なのですが、山辺高等学校のサッカー部には一般の生徒は入っていないと私は把握しています。ボスコヴィラサッカーアカデミーでセレクションを受けて、合格した生徒だけが入っていると。本来部活動というのは、山辺高等学校でサッカー部に入って、教師が技術指導できない場合は、外部から受け入れる、これが基本なのです。今回の場合は、天平フーズの寮で生活をする、練習はボスコヴィラサッカーアカデミー管理の施設です、監督はボスコヴィラサッカーアカデミーが契約した監督で指導を受

ける、すべてボスコヴィラサッカーアカデミー中心です。

本会議では、監督が連れて行っている、前監督がいけなかったという答弁だったので。今の監督はいいのかわかりません。本来の社会体育とは全く違うわけです。教師の過重労働を助けるために外部指導員を雇用するのです。ボスコヴィラサッカーアカデミーの大本は天平フーズですが、そのために学校の教師が引率すると、逆に過重労働につながると考えています。

○吉田教育長 学校中心型の部活動は阪口委員がおっしゃるようにそうあるべきだと思います。山辺高等学校がサッカー部をつくりたいのだと、その場合には同好会からスタートして、顧問を置いて、そして人数が集まれば部に昇格をしていく、通常のスタイルになるわけですがけれども、もともと山辺高等学校にはサッカー部はありませんし、サッカー部をつくろうといったこともございませんでした。社会体育、地域中心型の活動を部活動としてどのように受け入れるか、これは恐らく、全国的にも珍しい、新しいタイプの活動になると思っています。

その中で、指導力・専門性のない教員が引率することなのですが、来年度には、関係を強化するために監督を部活動指導員という形で置くと、監督自身が引率できるようになります。部活動指導員には、生徒理解ができるように一定の研修をしなければなりませんので、我々もサッカーアカデミーの監督に研修の機会を設けながら、部活動の顧問として適正に指導していただけるようやっていきたいと考えています。初代の監督がやめて、違う高等学校に生徒を連れていっている実態があります。監督と学校が連携するため、監督が3代目になっているという理由を申し上げました。

○阪口委員 吉田教育長は、全国に先駆けて非常に先進的な取組だと言っておられるわけです。本会議でも言いましたが、私は38年教師をして、いろいろな部活動を経験しています。かなり熱心にやったほうなのですが、このようなケースはないわけです。どちらかというと、先進的というよりは、民間に奉仕する部活動になっており、改悪だと思います。それは認識の相違だと思いますが。

3点目に、保護者の負担が大きい。公教育は保護者負担の軽減が原則です。今回の場合、このボスコヴィラサッカーアカデミーに入るのに、平成28年であれば92万円、平成29年は84万円かかっているわけです。

本会議でも言いましたが、これ以外に授業料、寮代がかかるわけです。こういう中で指導の問題かわかりませんが、パワハラ問題、飲酒問題が起こって、生徒は夢破れ、保

護者は多額のお金を使って、退学、退部をしていく。保護者負担の軽減でいえば、公教育がすべきことではない。この問題については県教育委員会にも責任があると思うのです。保護者負担の軽減について、どのように考えているのか、お聞きします。

○吉田教育長 阪口委員も学校中心型の部活動を指導されてきました。私も学校指導型の部活動を中心に指導してまいりました。これからの教員の仕事として学校中心にしていくことでやっていけるのか、指導者の専門性、専門的な教員が学校にいないという現状があります。ヨーロッパでは学校中心型と地域中心型を組み込む、北欧は全てが地域中心型の部活動になっています。

これからの時代は、学校中心型と地域中心型をミックスするようなやり方が必要ではないかと思います。そのときに、社会体育施設にどの程度お金がかかるかという話になるわけですが、例えば子どもがスイミングスクールに幾らお金を払っているのか、今回のサッカーアカデミーに幾らお金を払うのかということは、これは保護者の経済力もあるでしょうし、場合によっては、子どもや保護者の価値観があって、保護者が同意の下で、この塾に入ることを決めていますので、それでいいのではないかと。

ただ、サッカーの道に進んだが途中で退学せざるを得なくなったときに我々がどのように子どもに救いの手を差し伸べるのかということについて、ひょっとするとまだまだ不十分な点があったかもしれないので、こういったことが起こったときの支援の在り方については、今後もしっかり考えていきたい。それから、学校、アカデミーと三者で話し合いをしていきたい。阪口委員がおっしゃるように教育委員会にもその一因があるのではないかと問われれば、私はあるとお答えさせていただきました。

○阪口委員 なぜ退部、退学せざるを得ないかというと、地方から来る生徒は並松寮という寮で生活するわけです。そうすると、クラブを辞めると、寮を出ていかざるを得ない、クラブを辞めたら学校も辞めざるを得ないと、そういうシステムそのものを見直さないといけない。ほかの部活動や私立学校が行っている、地方から来ているケースとは違うわけです。ですから、基本合意書の根本的な見直しということも発言しているわけです。

ヨーロッパのことも言われたので、また予算審査特別委員会でも言わないといけないと思いますが、4つ目の質問で、全国大会に出られたわけで、私に言わせると、部活動の基本的な要件、資格を呈していないと思うわけです。出るか出ないかは学校が決めることです。私は何とも言いませんが基本的な要件、資格には該当していないと思うわけ

です。全国大会をめぐり、奈良市長が、出さないほうがよいと発言されたNHKの報道がありました。四者協定にもほころびが生じているだろうと。少し答弁が違ったので、全国大会、四者協定について、再度お聞きします。

○吉田教育長 奈良市長が述べられたことは、全てを理解して述べていただいたのかどうかということは分かりませんが、とにかくサッカー選手権の予選前に起こったことなのです。本来予選前に起こったことに対してルール化をしておくべきであったと思います。例えば予選1か月前に飲酒が起こった。その個人に対しては、1か月間は試合に出場させない、そういったルールは持っておくべきだと思うのですが、予選前に起こったことが、頑張って優勝した後に発覚したと。

このことに対して、2年生の子どもをどうするのか。3つの方法がございます。チームとして出ない。2年生の飲酒した子どもを出さない。それから、従来の特別指導をし、子どもたちを反省の状況によって出していくと、本議会でも答弁させていただきましたけれども、この3つの方法のうち、特別指導をし、全国大会に出場させるということで、校長の判断と私の判断が一致したところです。

子どもは、未来を変えるような反省をさせていかなければ、後悔だけで済ませてしまうと一生悔いが残る可能性もありますし、恨みも残るといふこともありますので、そのような対応をさせていただきました。

○阪口委員 全国大会の参加については、私も教育長と学校長の発言はテレビで見ました。当然職員会議等でも校長は諮られていると思うのです。職員会議でどのような議論があったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 職員会議では、出させないという意見も出たと聞いています。

○阪口委員 私は教師をやっていたので、議事録等を見れば分かる場合もありますし、議事録に全て書かないケースもあるので、私の耳には、吉田教育長が言われたような発言があったことは届いています。

次に、県費負担額の金額まで本会議で聞けなかったので、全国大会に要した引率職員の負担額は幾らなのかお聞きします。

○稲葉保健体育課長 引率教員の旅費に関しては、県費の負担になっています。今、細かく何円とまでは申し上げることはできませんけれども、事務長のほうで、県の旅費規程にのっとって支給すると報告を受けています。

○阪口委員 最後の質問になりますが、大和高原ボスコヴィラという施設があります。

これは県の指定管理業者である天平フーズが、いこいの村大和高原から大和高原ボスコヴィラと名称を変えて指定管理を受けた施設であると思うのです。そこにボスコヴィラサッカーアカデミーがあると認識しています。その点についてまず確認してから質問をします。

○吉田教育長 この話を聞きましたときは、ボスコヴィラの指定管理とアカデミーとの関係について私どもは全然知らないです。ボスコヴィラサッカーアカデミーができるということで、学校長も話を進めていると認識しています。

○阪口委員 その辺はまた確認しますが、私は、指定管理を受けている業者が学校教育等に関与しているかどうか、そこは認識の問題があると思いますが、利害関係の問題等を考えていますので、この点については弁護士とも相談して、今後質問していきたいと。

吉田教育長は分かると思いますが、ボスコヴィラサッカーアカデミーのGMは、播摩さんだと認識していますが、その点についてはどうでしょうか。

○吉田教育長 はい、私も会っています。

○阪口委員 今度は山辺高等学校だけではなくて、吉田教育長も入って、播摩さんと基本合意書を新たに結ばれています。この播摩さんというのは、山辺高等学校の学校運営協議会のメンバーにも入っていると思います。学校運営協議会は、奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則というものがあり、委嘱するに当たっては一定の条件があるわけです。ボスコヴィラサッカーアカデミーのGMで、また山辺高等学校の学校運営協議会のメンバーになる、これは奈良県の学校における運営協議会の設置等に関する規則から考えると、どのような形で委嘱されたのか、お聞きします。

○吉田教育長 学校運営協議会というのは、学校運営の協議をする、参加をする、名前だけを見るとそう思えるのですけれども、学校運営協議会は、コミュニティ・スクールをつくるためにあるものです。もともとは学校評議員という制度がありまして、学校評議員制度は、いろいろな方から意見を聞き、校長はその意見を参考にして学校を運営します。コミュニティ・スクールがあつて、学校運営協議会があるということです。

山辺高等学校がコミュニティ・スクールとして、地域と連携を図るというのは、ある意味ではボスコヴィラサッカーアカデミーと連携を図ることであり、コミュニティ・スクールの中での山辺高等学校の持つ一つの特性でもあることから、播磨氏を入れたと私は理解しています。

○阪口委員 この点について、質問します。私も長く教師をやっていたから、その

辺の歴史的な背景はよく分かるわけです。かつてそういう協議会もなかったのです。今は平成28年に奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則ができ、県教育委員会が任命をする。任命に当たっては、規則第5条の2に1から8まで規定されているわけです。8にあるその他教育委員会が適当と認める者というところに該当するのだと思いますが、それに該当するのかわからないのか、こちらもさらに調査して、再度質問したいと思います。

○亀甲委員 それでは、数点質問させていただきたいと思います。初めにこのコロナ禍における女性、子ども、若者の社会的孤立がニュース等でも流れているのですが、このコロナ禍の影響により、社会的な孤立が大きく進行しており、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、自ら命を絶つ人が急増していると。特に外出自粛などで女性や若者の悩みがさらに深刻化しているということです。警視庁の統計によると、2020年の1月から12月の累計で、男性の自殺者数は前年比マイナス1.0%で、1万3,943名、女性はプラス14.5%の6,976人だったという統計が出ています。またこの6月頃からの増加が目立っているということです。

それから、子どもの自殺も増えているという点も見逃せないと考えています。昨年8月には高校生の自殺が過去5年間で最も多くなったと。コロナ禍で、学習環境の急変など、あらゆる形で増えているということです。文部科学省の調べによりますと、昨年1年間で小中高生の自殺者は479人で、前年の339人から140人増と、過去最多になっており、自殺の原因は、学業不振や、そのほか進路に関する悩み、親子関係の不和などが多かったという調査が出ています。

また、女性は、就労等の非正規が多く、また、DV、育児による負担等も多く、奈良県が全国と同じように大きく自殺が増えているとは思わないのですが、全国的にはこのような傾向にあるということです。県でいろいろな施策、相談支援もしていると思います。その中で、昨年の相談等も含め、1年間の傾向など、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○西橋女性活躍推進課長 県では、主に働く女性からの相談窓口である、働く女性の支援相談、これから働きたいという女性からの相談窓口である、女性の再就職準備相談、その他女性のあらゆる悩みをお聞きする女性相談を女性センター内に設けています。それぞれの相談員が電話、または面談により相談に当たっているところでございます。

これらの相談の傾向についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大においても、昨

年度と比べて女性相談に関しましては、相談件数に大きな増減はないという状況です。しかし、個別に中身を見ますと、女性相談の中には、仕事が減ったため収入が減少したとか、コロナ禍で家族が常に家におりストレスがたまるとか、習い事やサークルに出かけられず孤独を感じているといった新型コロナウイルス感染症拡大による影響と考えられる相談も寄せられています。

また、女性の再就職準備支援では、コロナ禍において今から就職することに対する一歩を踏み出すのにちゅうちょしている傾向が見受けられました。今現在も一人で悩みを抱えて、どこにも相談できずに困っている女性もおられると思います。こういった方が気軽に相談していただけるよう、相談窓口がここにあるよといったことをしっかり周知してまいりたいと思っています。

また、相談窓口では、引き続き女性の心に寄り添いながら、それぞれの方の状況に応じてきめ細やかに丁寧に対応してまいりたいと思っています。

○大石教育研究所長 私ども教育研究所では、子どもにかかるいろいろな相談をさせていただいています。令和2年度の傾向ということで、現在まで集約しているところをお答えしたいと思っています。実際にはコロナの関係で、対面の相談が控えられたり、休校中には電話相談の数が減ったりということで、数としてはなかなか比較しにくいところがございますけれども、内容としては、電話教育相談及び来所相談では、不登校に関わる相談の割合が例年より多いと思っています。

また、家庭生活に関わる相談等もございます。私どもはメールの相談等もしております。数がたくさん増えたわけでもありませんけれども、メールの場合は、内容としてやや重たい、例えば自傷といたしますか、そういったことについての相談も受けていると聞いています。

今までと異なる因子としては、新型コロナウイルスがあるのだろうと考えており、臨時休校によって友だちと会えない、あるいはそのためにうまく人間関係が築けなかったこと、生活リズムの変化、学習への不安、そういったことがあると考えています。

また、家庭で過ごす時間が増えたことにより、保護者の方、あるいは子どもにストレスを感じていると考えています。私どもとしては、このような不安に丁寧に寄り添いながら、相談者の心が落ち着くように支援しているところです。また、特に重篤な場合には、関係機関につながるよう助言もさせていただいているところです。

○矢富こども家庭課長 私からはコロナ禍におけるDVの相談状況と児童虐待の通告件

数についてお答えをさせていただきます。

県のDV相談窓口が受け付けた今年度4月から12月の相談件数は499件で、前年同と比較して、約1割増という状況です。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業等の状況下で、家族が家にいるために相談しにくいといったこともあり、DVの被害や悩みは潜在化している可能性があると考えています。DVについては、外部からの発見が非常に困難な場合が多いこともあります。いかに早く支援の手を差し伸べ、適切な対応につなげるかが重要だと考えているところです。

続きまして、児童虐待の通告件数です。県こども家庭相談センターが受け付けた、今年度4月から12月の児童虐待の通告件数は、1,322件で、前年同月期と比較して約1割減という状況です。前年同月期と比較して減少していますのは、学校の休校等に伴い、児童の状況を把握することが難しくなったことから、虐待が潜在化している可能性があると考えています。

今後も新型コロナウイルス感染症拡大が依然として予断を許さない状況であることから、児童虐待の深刻化についても、引き続き注視していく必要があると考えているところです。

○亀甲委員 新型コロナウイルス感染症が長期にわたって続いている中で、特に女性と子ども、若者の問題が深刻化してきているのではないかと感じています。その中で、新しい制度をいろいろしてくださいとかではなく、県が相談窓口等をしていただいているので、今あるいろいろな制度を最大限に、生かしてほしいと思っています。

それは例えば、仕事を失ったとか、そういう方に国の給付金や休業手当がありますよと、言っていると思うのですが、あるところで調査すると、そのようなことを知らなかった、相談窓口はどこに電話したらいいのか分からなかったと。離職された方にお話を聞くと、知らなかったという声が多いのは、全国的な話だと思うのですが、そのような周知をしっかりとしないといけないのではないかと、せっかくやっ
ていただいているのに、最大限に生かしていないのではないかと、思っています。さらにしっかりとやっていただきたいと思えます。

その中で、電話相談、また来所していただいている相談をやっていると思えます。子どもの場合は、SNSを使っ
てのメール相談、女性は電話か来所の相談です。メール、SNS、またAIチャットボット、県のLINEなどもあると思うのですが、このようなことで発信していくのが大事だと思っています。

受ける側だけではなく、県から発信していく、またこれは、前年度と変わっていないというお話もあったのですけれども、各市町村もそのような相談窓口を設けていると思います。身近に相談できるということで、もしかしたらそちらのほうが増えているかもしれないこともありますので、そのようなことも踏まえて調査していただきたいと思っています。

もう一つ、女性の相談の中で、メールやSNSを使った相談をどのように考えておられるのか聞かせていただきたいと思います。

○金剛こども・女性局長 先ほど西橋女性活躍推進課長がお答えしましたように、女性の相談の場合は、SNSのようにすぐに答えが返ってきてほしいという相談よりも、非常に深刻で、何回も話を聞いてほしいというような相談が比較的多い傾向があります。現在の対応の仕方としては、電話や面接での対応を中心にさせていただいていますけれども、若い世代の方にとっては、そもそも電話がしにくい、訪ねて行って相談するのはとてもハードルが高いということも出てきているのではないかと思います。今すぐに変更することは難しいと思いますが、現在の対応状況も踏まえて、今後どのように対応できるかを検討していきたいと思っています。

○亀甲委員 女性の問題も、非正規などで働いている30代の方が多いと。10代、20代、30代の方は対面の相談はしにくいなどがあると思います。ただ、SNSの活用は普通にされているのではないかと。僕らも相談を受けるときに、僕らだったら電話して用件を言いますけれど、最初からSNS、LINE、メールでいきなり来るというのが増えてきているのは確かです。

そこから電話、対面につなげるとか、取っかかりをつくってあげることが大事ではないかと思っているので、ずっとLINEやメールでやりとりするとかではなく、最終的には対面でお話をするのが大事だと思うので、その取っかかりとして、SNSを使った相談体制は大事なのではないかと思っていますので、また検討していただければと思います。

また、コロナ長期化の影響で、子どもの鬱症状が深刻になっているということが、国立成育医療研究センターで統計が出ておりまして、高校生の3割に鬱症状が見られ、医療センターでは早期の対応が必要だと危機感を募らせていると。

調査は昨年11月から12月、インターネットで実施し、小学校4年生から高校生までの計715人、人数は限定されていると思うのですけれども、直近の1週間の心の

状態を探るため、気分が落ち込む、疲れた感じがするなど、9項目について、「ほとんど毎日」から「全くない」まで、4段階で回答を得た。その結果として、高校生344人のうちの30%に中等度以上の鬱症状があることが分かったと。

また、小学生261人の15%で、中学生の110人の24%も同様と、中等度のそういう鬱症状が見られたという調査結果があります。また、保護者約3,600人への調査もされ、約30%にこの鬱状態の症状が見られるという調査結果がありました。

先ほどの皆さんの答弁で、家庭生活の中で保護者もストレスをためて、子どもにいつてしまうと。実際、僕も結婚していますので、僕らが毎日いると、お嫁さんはご飯も作らないといけないし、どこかへ行ってとよく言われるのです。かわいけれど、そのようなストレスが子どもにしても保護者にしても出てくるのではないかと思います。

皆さんもご存じかと思うのですけれども、教育家の水谷修さん、夜回り先生がこのコロナで児童生徒の実態調査を、自分の研究所で研究されたということがありました。その中で、昨年の1年間で2,000件相談を受けたと。その中には「死にたい」「死にます」という相談のメールがあったそうです。学校や教育委員会、家庭、児童相談所、いろいろなところと連携し、一人の自殺者も出さなかったということです。

相談内容を分析すると、この2月末から6月までの自殺についての相談理由にいじめが1件もなかったと。学校が休みになっていたと思うのですけれども、その代わり、家庭での両親の虐待が増えているという話がありました。いろいろな悩みがあり、高校受験の話、親の収入が減ったために進路変更しなければいけなかったとか、そういう理由の相談が多かったとありました。

何が言いたいかといいますと、このコロナ禍で、大人の仕事がない。今なら旅行関係の企業など、いろいろな会社があると思うのですけれども、こういうことに困っている、国にどうにかしてください、県にどうにかしてくださいということは、大人はしっかり声を出せます。

一方で、子どもたちの本音、何を悩んでいるのかというのが、なかなかつかめていないのではないかと。そのつかめていないというのは、電話をする、メールを送る、SNSをする、それはいいことですし、大事かと思うのですけれども、声なき声をつかみ取るのが、役目だと思っています。今いろいろなアンケートを学校等でしているとは思うのですけれども、もっと身近な話として、3食食事を取れていますか、進路、家庭、金銭など、広い範囲で、細かい話ができればいいと思うのですけれども、なかなか声を上

げられない子どもたちにアンケート等実態調査を取っていただけないかと。その上で、何が必要なのかということを検討してほしいというのがあります。ご答弁いただけますでしょうか。

○吉田教育長 アンケートは、国は全国学力・学習状況調査で、保健体育関係では、朝食を取っているかどうかなど、ばらばらに取られている実態があり、それを子どもたちに統一して聞けるような状況というのは、ひよっとしたらないのではないかと思います。ですから、G Suite for Educationのアカウントを活用して、子どもたちにいろいろな角度からアンケートを取ることは、システム上できますので、それを検討していきたい。

いじめは、いじめだけで取るのか、そういうことではなく、何かいいアンケート項目をしっかりと考えて、大学の先生にも入っていただいて、取っていくことをする必要があるのではないかと思っています。

○亀甲委員 先ほどの女性の話もそうですし、声なき声という言い方をするとおかしいかも分からないですけど、なかなか発信できない人たちはこんなことを相談していいのかとか、先ほどの制度のことも、知っていたけれども、自分が申請できるのかとか、行政や役所に聞けばいいのではないのかとか、と簡単に思うかもしれないけれど、結局そういう声が上がっているということは、そういうことがなかなかできない方がいると。

子どもも一緒だと思います。声を上げたいけれど、こんなことを言っているのかなとかということはあると思うので、それをどう拾っていくのか、つかむのかということが大事だと思っていますので、発信も含めやっていただきたいと思います。

それに関連して、先ほどのSNSの相談窓口は、2年間国の予算を使ってやっていただいたのですが、今回予算をつけて県としてやられるということですので、その相談窓口の概要を教えてくださいよろしいでしょうか。

○大石教育研究所長 亀甲委員におっしゃっていただきましたように、様々なチャンネルを準備するということが大切でございまして、メール相談等につながった子どもは命を落とすことはないと聞いています。このように子どもたちの不安や悩みを解消するには、学校での支援に加えて、先ほど申しあげましたような学校外でも様々なチャンネルを用意して、相談しやすい体制を整えていくことが必要であるということです。

特に自殺予防の観点では、孤立させない、そして、つながることが大切です。そこで若者がコミュニケーション手段として最も多く利用するSNSに注目し、今ご紹介いた

できましたとおり、令和3年度の相談窓口開設のための予算を上程させていただいたところです。長期休校明け等の不安定になりやすい時期に、双方向による相談に対応すること、また、相談対応を実施しない期間についても、SNSの機能を活用し、心理士から定期的な情報発信を行い、相談者の心理支援を行う、このようなことを考えています。

○亀甲委員 今回していただけるということで、本当にありがたく思っています。県立の高校生や中学生に対してどのような周知をされるのか教えてもらっていいですか。

○大石教育研究所長 今まで学校で周知のためのカードを配布するというのもさせていただいていますけれども、先ほど吉田教育長からも紹介がありましたグーグルのアカウントを子どもたちは全て持っていますので、直接子どもたちにメールを送ることもできるようになっています。そういったことも考えていきたいと思っています。

○亀甲委員 その周知の仕方、県教育委員会で子どもたちへの周知を各市町村にお願いするとかはあるのですか。

○大石教育研究所長 私どもは定期的に各市町村の教育長と会議を持たせていただいていますので、そういったところでご意見、ご意向等も伺うことができます。また、こちらからもこのような取組をしますので、ご紹介、ご協力をお願い等もさせていただいているところです。

○亀甲委員 基本的には県がこういうことをやりますよというお話で、教育委員会から学校にカードを渡して配る、グーグルやメールで発信する形と聞いていいのでしょうか。

また、予算の話もあると思いますが、今回やって、今後という話になると思うのですが、次に向かっていくとすれば、私立学校の生徒で県外から来ている生徒もおられるので、その子どもたちへの対応はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○大石教育研究所長 具体的な検討については、関係課とまだ十分にできていない状態ですけれども、県内私立学校の生徒にも、グーグルのアカウントを配付していますので、もしそういう取組ということになれば、可能であろうかと思っています。

○亀甲委員 私立学校に行っている子どもたちにもグーグルアカウントを渡していることが分かりました。これからLINEのいろいろな政策、課題をつくっていかれると思います。前にもお話させていただいた、ワンプッシュなどプッシュ型で電話の窓口相談ができる、LINEのアカウントで受けるだけではなく、しっかり発信をしていただき、このような相談窓口がありますよということも含め、いじめ等に対しての情報発信

をしてあげてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

またそれに関連して、前回ヤングケアラーのお話をさせていただきました。昨年、全ての学校ではありませんが、アンケート調査が来ていると思うのですけれども、状況を教えていただいでよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 審査の途中ですが、一旦中断します。

ご起立願います。

(黙禱)

ご着席願います。

それでは引き続き発言をお願いします。

○大石教育研究所長 要介護家族のケアのために学校に行けないというように、本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている、そのようなことが今注目されているところです。しかし、ヤングケアラーの問題というのは潜在化しやすく、全国的にも詳細な実態が把握できておりません。今、亀甲委員にご紹介いただきましたように、令和2年12月に厚生労働省が中学生、高校生に対して、ヤングケアラーの実態調査を行いました。本県も抽出対象となりました中学校が11校、高等学校が5校ありますが、その学校に通う2年生が回答に協力をさせていただいています。

現在、分析が行われ、厚生労働省と文部科学省によるプロジェクトチームが方針や支援策をまとめられると聞いています。またその結果を受けて、私どもも対応していきたいと思っていますけれども、ヤングケアラーの問題は、子どもの身近にいる大人が気づけるようになる必要がありますので、県教育委員会としても、今回の調査結果を待たずに、ヤングケアラーの概念を認識するために、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施しました。課題のある子どもたちを見立てるに当たり、ヤングケアラーという視点を持つことについて、共通理解を図ったところです。

また、校長会や生徒指導部会においても、ヤングケアラーの視点を持つように指導をしています。今後もスクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、関係機関等とつながりながら、そのような子どもたち、あるいは家庭が適切な支援を受けられるように努めてまいります。

○亀甲委員 調査が来ているということで、あとは国で最終的な調査結果が出てくると思います。県としても周知をしていただいているということですので、今後その調査結果が出て、どのような支援ができるのかなどいろいろなことが出てくると思います。こ

れはもう教育委員会だけでできる話ではありませんので、いろいろな部署が関わるお話だと思っていますので、しっかり連携してやっていただきたいと思っています。

こども食堂に関して質問させていただきます。コーディネーター1名を配置されて、いろいろな支援をしていただいていると思います。また、各小学校校区に1つのこども食堂を置く形で今進んでいると思っています。前回、いろいろと質問させていただき、その中で、各小学校校区にこども食堂を置く中で、こども食堂の下に子どもの居場所づくりとして、学習支援も入っておりました。ボランティアでやっておられるところ、こども食堂をやっておられるところで、そこに来られている中高生の方が小学生の勉強を教えているところもあると聞いています。

こども食堂というのは、地域の多機能的な部分がすごく大きいと思っているのですけれども、ここへ来られる方は居場所がないなど、いろいろな事情があって来られる方が多いと思いますので、その一つとして学習支援を取り入れていくべきではないのかと思っているのですけれども、その辺をご回答いただければと思います。

○矢富こども家庭課長 こども食堂については、子どもの貧困対策と、食事を提供することだけではございません。親子が地域の人とのつながる居場所であるということと、地域の人々による子育て支援の活動の一つであると考えています。

今後のこども食堂への支援については、ひとり親家庭等、生活に困難を抱えている家庭を支える地域の拠点としての役割を担えるよう、亀甲委員お述べのように、こども食堂の多機能化に取り組んでいきたいと考えています。

来年度は、地域の多世代の人やNPO、企業等がこども食堂の活動に参画して、子育て相談につなげたり、子どもの見守り活動、また亀甲委員お述べの学習支援が実施できるように支援していきたいと考えているところです。

○亀甲委員 私の地域ではこども食堂ではないのですけれども、地域の方がボランティアで、未就学の子から高校生まで、未就学の小さい子は保護者が一緒に来てもらい、昔の遊びなどをしておられるところがあります。そこは食事を提供していないのですけれども、地域で子どもの居場所づくりをされていますが、こうしたボランティア活動の支援というのは、市も県もほぼない現状です。

僕も何回か相談を受けたのですけれども、支援がなかなか届いていない。お金を集めるわけでもないですし、その中でまた英語の先生を呼び、塾ではないのですけれども、安い値段で英語を教えたりとか、習字の先生も探し、ボランティアに近い安い額で、支援

をしてあげたりとか、そういう形でやっておられるところもあります。

そういうことを踏まえると、そこにもたくさんの子どもが来ており、小さい子どもや保護者も来られていますので、そういう子どもたちの居場所づくりがこれから本当に大事なのではと思っています。学習支援等も含め、やっていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

最後1点、国体の話なのですが、榎原市でも特別委員会が立ち上がり、今日も奈良新聞に少し載っていたのですが、施設の一体整備について、現状のお話を聞かせていただければと思います。

○木村スポーツ振興課長 県の榎原公苑、榎原市の運動公園の一体整備についての現状ですけれども、この件については、令和2年の8月4日に県と市の間で新たなスポーツ拠点施設整備についての協議に関する覚書を締結し、協議を重ねてまいりました。そして、12月18日にこの一体整備に係る県の考え方を榎原市に対して提示させていただきました。

その考え方ですが、双方の施設を交換した上で、県と榎原市の連携により、健康スポーツ、地域振興の拠点となるような施設整備をしましょうと。そのために現在の榎原市の運動公園ですけれども、交換後はスポーツ振興、健康増進の拠点となるような県のスポーツの拠点として整備したいというのが県の考え方です。

また、現在の県立榎原公苑は、交換後、市のものになるわけですが、緑豊かだにぎわいと憩いのある公園、多世代、多様な人々が日常的に集う公園、こういった施設がよいのではないかと、これは県のアイデアの一つとして提示させていただきました。現在は市で、この県の考え方に対する市の考えを取りまとめているところであり、まとめ次第、県に対して回答があると思っています。

今後の予定ですが、次回の6月定例会において、この事業の一定の方向性をご報告させていただきたいと思っており、それまでの間、引き続き県と市が連携し、検討を重ねてまいりたいと思っています。

○亀甲委員 協議をされているというお話は少し聞かせていただいております。また、この県の考えを12月18日に榎原市へ出されて、それをもって議論されていたのかと思っています。

また、県の考え方に対し、榎原市から質問状や問合せが来ていると思うのですが、全部言わなくてもいいのですが、大きな部分でこういうお話があるということ

があれば教えていただきたいと思います。

○木村スポーツ振興課長 一つはこの覚書を交わしたときの項目にも入っているのですが、主なものとしては防災機能をどう維持するかという問題がございます。交換後、現在の県立櫃原公苑は、10年後の国体終了まで何とか現状維持したいと考えており、その維持費についてはどうなるのかということもあります。また、交換したとしても、全てのスポーツ施設を一旦潰して一から建て直すか、あるいは現有施設の使えるものは使うのか、そういった質問が来ています。

○亀甲委員 僕もそれを聞かせていただいております、櫃原市議会の特別委員会も見せていただいたのですが、本当にいろいろな課題があると思えました。ただ、県の考え方がいろいろな部分で市にまだまだ伝わっていないと感じました。

いろいろな資料を読ませていただいたのですが、100%今の状態を維持できないことはもう分かっているのです。もともと櫃原市の運動公園というのがありますので、市民の方の憩いの場所でもあり、市民の方が集う場所でもあります。そういうことを踏まえて、一体的な整備を市と県の考え方も含めて、木村スポーツ振興課長のお話を踏まえてしっかり協議をしていただきたいと思っています。

また、国体が開催された後の活用を考えていかなければならないと思うのです。これがなければ、本当に国体だけの施設、言い方は悪いですが、負の施設になる可能性を秘めているというのは確かですので、その辺を県としてどのように考えておられるのか、教えてください。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 施設整備の基本的な考え方については、これまでの議会でも答弁させていただいております。本県の現状を踏まえた上で、今回約10年後に国体の開催が決まったということですので、それをきっかけとして、今後しっかり考えていかなければいけないということです。

考えていくポイントとしては、まず国体ができる施設ということで、全国大会が可能な施設ということになるのでしょうかけれども、それはそれとしても、今も亀甲委員からご指摘があったように、国体以降について、県民の方が使いやすい環境をしっかり作っていく必要があると思っていますので、あまり大き過ぎるものは当然、県の財政負担からしても、なかなか不適切かと思っていますので、そこは十分に検討してまいりたいと考えています。

○亀甲委員 身の丈に合ったと、知事も答弁されていたと思うのですが、それは

それでいいと思っています。

もう一つ聞きたかったのは、国体が終わった後、その施設でスポーツも含めいろいろなイベントを行い、にぎわいをつくるというのは、どのようなにぎわいをつくっていくのか。ここをしっかりとやらないと、スポーツがあるから、人が来るから店があるのではなくて、こういうものもあるから、その施設や地域に来るのです、ということを検討していく中で、にぎわいができるのではないかと考えています。

そういうことも踏まえ、コンベンションのMICE推進室とか、そのコンベンションを使うために、いろいろな部署や課が出来たりしていると思うのです。国体のところを視察に行かせていただいた時、その後のことをどうするのかと聞くと、これからですと言っていたのです。もう出来ているのにそれでは絶対駄目だと。この施設をスポーツ以外にも使える何か、その周りの施設はどうかを考えないと、にぎわいというのができないのではないかと考えています。

今日も櫃原市と櫃原神宮はまちづくりという形で協定を結ばれていると思っています。その中で、今の県立櫃原公苑は櫃原神宮からのアクセス、参道周辺も含めて、しっかり考えていくべきではないかと考えています。僕は櫃原市でやっていただきたいという思いがありますので、市民の皆さんにも僕が説明できるようにやっていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○今井委員 最初に、文化振興課にお尋ねしたいと思います。文化会館と美術館の一体整備構想を進める中で、興福寺の瓦を焼いた遺跡が発見され、一時は記録保存、埋め戻しという方向でした。けれども、奈良県が文化施設を造るのに、世界のどこにもない、また、いつ何をつくったかということがはっきりわかる、こういう遺跡が見つかったということで、研究者からも残してほしいという要望が出されて、県がこれを残すという判断をされたことは大変高く評価をしています。

これを生かした形で、今後、一体化の整備を進めていっていただきたいと思いますが、その点でお考えがありましたら、お尋ねしたいと思います。

○小嶋文化振興課長 文化会館、美術館の一体的な整備については、平成27年度に策定をした文化会館・美術館及びその周辺整備基本計画において、美術館別館部分、アネックス部分の建設を計画しておりました土地から、登大路の瓦窯の跡が出土したところですので、学術的に重要度が高い遺構でありますので、昨年末にも現地保存ということで発表させていただきました。

今後、その活用等については、関係課と連携をし、よりよい保存・活用の方向性を検討して、その結果を踏まえて美術館の整備計画を見直してまいりたいと考えています。

美術館は文化会館と共に奈良公園の文化的なゲートウェイに位置する施設でもありますので、美術館の整備計画を見直すに当たり、奈良公園における美術館の役割や、美術館を含む文化施設を活用した奈良公園の周遊の在り方などについても専門家や関係機関のご意見を伺いながら、方向性の検討を行いたいと考えています。

一体で整備をしますので、文化会館の整備についても、平成27年度に策定した基本計画を下に、文化会館を先行して整備が実現できますよう、諸課題を整理し、レイアウトや工事内容その他の進め方などについて、調査・検討を行っています。今年度末、報告書の作成に向けて取りまとめを行っています。文化会館としては、耐震の強化、国際ホールのリニューアル及びバリアフリー化のほかに、平成27年度の基本計画にも盛り込まれていた音楽小ホールや外構の改修等を含めて、今回の議会にも上程させていただいている令和3年度の予算で、基本・実施計画を行ってまいりたいと考えています。

○今井委員 金沢市に金沢21世紀美術館という非常にすてきな美術館がありまして、美術館に行くことを目的に金沢市に行くぐらいの魅力のあるところがあります。奈良県もせっかく造っていただくのであれば、奈良県のそこに行きたいなと思うものをぜひ、お願いをしておきたいと思います。

また、父親の子育て促進事業の予算を見ましたら、前年度300万円であったのが32万円に減っておりまして、非常に大事な事業なのだと思います。お伺いしましたら、子育て応援の動画を作られて、そちらに予算が回ったということを知ったのですが、私はこの分野が非常に大事だということを再認識しました。というのは、アイスランドはジェンダー平等が11年連続世界一位の国で、日本は121位と、皆さんもよくお分かりのように日本の遅れがクローズアップされています。アイスランドのジェンダー平等の向上に必要なものが、2000年に父親も参加する育休制度をいち早く導入したことです。それによって、育児は母親の役割という無意識に皆さんが持っておられたものが取り除かれたということです。母親が6か月、父親が6か月、父母共有で6週間、その間の給与の8割を政府が保証するというので、この制度は今では社会の一部になっているということです。企業も従業員を採用する際に、男性も女性も育休を取ることを前提に採用すると。

それによって、父親のほうがもっと子どもといたいと思うようになったという大きな

変化が生まれているということです。子育ての責任を夫婦で共有することによって、夫婦共に幸せを感じるようになったという効果が生まれているということで、このアイスランドでは男性の育休の取得が7割を超えているという実態が生まれています。

ですから、この事業がただ一つの事業というより、非常にジェンダー平等に向けての大事な事業だと思いましたので、この点で県はどのようにこれを進めようとしているのかお尋ねしたいと思います。

○西橋女性活躍推進課長 今井委員もお述べのとおり、令和2年度予算で父親の子育て参画促進事業として計上しました300万円の内訳ですけれども、産後すぐの男性の育児休業、パパ産休について学んでいただくための学習動画の作成にかかる費用です。

この動画ツールなのですけれども、母親の心身が最もつらい産後すぐの時期に、父親が休暇を取得して寄り添い、赤ちゃんの世話を一緒に始めていただくなど、夫婦で一体として子育てに取り組み、学んでいただくことを目的としたツールとなっています。

使い方ですが、自分のモバイル端末等にダウンロードしていただき、隙間時間にでも自主学习できるツールとなっていて、企業等の研修でもお使いいただけるものとしています。まもなく公開予定です。

今井委員もお述べのように、来年度予算額としては減少していますが、この思いまで減ったわけではございません。この動画ツールを広く公開し、男性本人に視聴していただくほか、企業の研修等でも出向いて普及を進めていきたいと思っています。男性の育児休業取得は、非常に大事な事業だと考えています。男女共同参画、女性の活躍推進の観点からも、最も大切な事業だと考えていますので、ほかの事業とも連携しながら、予算額は少ないのですが、しっかりと取り組みたいと思っています。

○今井委員 よろしくお願ひしたいと思います。

それから、コロナの患者さんが発生した学校の状況はどうか、もし分かりましたらお聞かせいただきたいのです。

○稲葉保健体育課長 今井委員、それは最近の統計の数字についてでしょうか。

○今井委員 はい。

○稲葉保健体育課長 今、資料を持ち合わせておりません。すぐ調べてご報告させていただきますが、緊急事態宣言が発令されて以来、学校の感染者数は徐々に減少しており、最近は0に近づいていることをまず、お知らせしたいと思います。

○今井委員 数字をまた後でよろしくお願ひします。変異株が増えてきており、気にし

ていますので、よろしく申し上げます。

それから、遠距離児童生徒の通学費補助は、5つの自治体に支援しているということですが、これはどういう事業でしょうか。

○山内学校教育課長 遠距離児童等通学路補助事業については、小中学校統合等があった場合に、町村が遠距離の通学が必要な児童・生徒への経費を負担する場合を対象にしている事業です。その対象となる町村は2種類あり、1点は過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定により指定を受けた町村、もう1点は、通学費負担額が教育費総予算額の3%を上回る町村が対象となっています。

特別措置法の規定による指定を受けた町村を具体的に申し上げますと、山添村、下市町、東吉野村、十津川村です。3%以上の予算額を占めるという通学費に当たるのが高取町です。

○今井委員 なぜそれを聞いたかといいますと、先ほども阪口委員から高等学校の問題が言われておりまして、私も、県立高校の再編計画が進む中で、どのようにそれが変化しているのかというのを大変注視をしています。今年の募集状況を見ましたら、応募人数と実際の出願者との間の格差が、一般選抜は515人、それから特別選抜は312人、乖離があるということです。

昨年は、一般選抜710人、特別選抜で200人という状況なので、言えば学校丸々1校分ぐらい県が受入れ用意をしようとしているのに、子どもが来ないという状況が生まれていると思うわけです。

去年も西の京高等学校をあと1年存続させてほしいということをおっしゃっていたのですが、もう今年は閉鎖ということになりまして、奈良市内の学校の普通科の受験が結局多くなっている状況です。

逆に、南部地域や東部地域は、かなりの定員割れが起きている状況の中で、通学費の支援は、遠いところに通う子どもに対して、一定の額以上のものは支援するという対策も考える必要があるのではないかとということをお聞きしてから思っていたことから、確認させていただきました。

この高校の問題については、高等学校適正化実施計画をこのまま進めていくと思えますけれども、この流れで本当にいいのか、もう一回立ち止まって、県民の皆さんの考えているニーズと、県が考えている高校再編と、乖離している部分があるのではないかと考えていますので、その辺の意見も十分酌み取りながら、次の対策を考えるべきではな

いかと思っているのです。その点で、吉田教育長のご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○吉田教育長 今、普通科は、例えば奈良高校でしたら100名のオーバーです。私どもが高校受験をしたときには、私学を併願して高校を受けるということはほとんどなかったのです。かなり手堅い進路指導がされておりましたけれども、最近は私学を併願しながら公立を受けるという状況が続いています。私学が無償化ということも相まって入りやすくなっているという事実がございます。

最近でも、郡山高等学校が定員200名を超え、倍率が1.5倍、400名のところを600名受験されるということもありましたけれども、恐らくそれも私学を併願しているから、駄目だった場合は私学へ行こうじゃないかという進路指導がなされているということもあります。

言いたいのは、いろいろな要件がそこにはありますけれども、今井委員がおっしゃったように、県民の方と乖離している状況があるならば、それは正すべきだと思っていますので、高校の適正化に関しては今後、いろいろな意見を聞きながら進めていくべきだと思っています。

○今井委員 ぜひ、県民の方々の意見を十分に聞いて、進めていただきたいと思います。

それから、ボスコヴィラサッカーアカデミーの話は大分、阪口委員も言われていますので、私は少し気になる点だけ確認しておきたいのですが、公立高校のサッカー部という位置づけであれば、公立高校に入ってサッカーをしたいという生徒が誰でもサッカー部に入れるというのが当然のことではないかと思うのですけれども、この山辺高等学校の場合はボスコヴィラサッカーアカデミーに所属しないとサッカー部に入れない、ボスコヴィラサッカーアカデミーに所属するためには80万円、90万円という相当な金額を負担しなければならないというのは、公教育の平等性という意味では、問題があるのではないかと考えています。その点はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○吉田教育長 部活動で公平性を維持するということになりますと、どこの学校へ行っても全ての部活動を保証しなければならない、これは正直に言って現実的に無理です。先生方の専門性、子どもの人数、6クラス規模の学校もあれば9クラス規模の学校もあります。ですから部活動に関しては、校長が部活動をつくる権限があるわけですが、現にサッカー部がない学校もあるわけなのです。

子どもたちは、どうしてもサッカーをしたければ、サッカー部のある学校を選びます。

もともと山辺高等学校にサッカー部はなかったのです。ですから、山辺高等学校のサッカー部の形態は、なかなか理解していただけていないというのは分かりますけれども、今の形態でもって、公平・公正性がないとは思っておりません。山辺高等学校でサッカーをしたいという子はあのような形でサッカーをする。ほかのサッカー部に入る場合は当然、ほかの学校でやることは可能です。ほかの学校にもサッカー部のない学校も現にあるということです。

○今井委員 逆にボスコヴィラサッカーアカデミーに入っている子どもたちが山辺高等学校以外の学校に行きたいということも認められていないというのが現状ではないかと思えます。地域スポーツのクラブ活動でサッカー選手を目指すとか、本人がどうしてもサッカーをやりたいとか、親御さんが期待を持ってとか、そういう中でボスコヴィラサッカーアカデミーに行かれるというのは、自由であると思えます。けれども、山辺高等学校にサッカー部があるのに、ほかの生徒がサッカー部に入りたいと思っているかどうかは分かりませんが、そうなったときにボスコヴィラサッカーアカデミーに入らないとサッカー部に入れないということを、公教育の中でやるのは問題ではないかと思っているわけです。

全部の学校にサッカー部をつくれとか、そういうことを言っているわけではないのです。サッカー部があるのに、誰でも入れるサッカー部でないことに問題があるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○吉田教育長 サッカー部が普通の学校にある、ではないのです。ボスコヴィラに所属するサッカー部が山辺高等学校にあるのです。今井委員がおっしゃるように、ボスコヴィラサッカーアカデミーに所属する子どもたちが、いろいろな学校に行き、そしてアカデミーでの活動が社会体育として活動するという方法もあるのです。その場合、当然、我々は、いろいろな学校に行く、そして平日は学校やボスコヴィラサッカーアカデミーでサッカーの活動をする、土日はボスコヴィラサッカーアカデミーです、そういう形態の塾運営であるならば、それは当然、認めていくと。

今回の場合は、山辺高等学校の部活動を希望して来られたので、校長は山辺高等学校の部活動として認めていこう。例えば、水泳で社会体育のスイミングスクールに入っている生徒が、山辺高等学校には水泳部がないことから、その子どもが水泳部員として大会に出ていく場合には、顧問を置いて、そして引率をして、山辺高等学校の水泳部員として活動を保証することとしています。教育活動というのは、子どもに対して、子ども

が望んでいることをどのように保証するかということを中心に考えると、このような認め方もあるのではないかと考えています。

○今井委員 幾ら教育長と話しても、ずっと平行線になる話かと思っています。「おちよやん」、「おしん」もそうですけれど、貧しくて教育も受けられなかった子どもたちが、読み書きそろばんなどを身につけることによって、社会で生きていく力を身につけることを保証していくのが、もともとの教育だったのではないかと思うのです。

最近では、お金の格差によって教育が決められてしまって、いい学校に行きたい、塾に行きたい、要は教育で固定されてしまう感じになってきているのではないかと感じるころがあります。ですから、本来、教育というのはどういうものかというところから、考える話かと思っています。

奈良県の子どものためのスポーツのことで、先ほど資料も少しありましたけれども、あまりスポーツをやっていない、そういう調査の結果も出ておりました。これから国体ということになっていく中で、もっと気軽に奈良県の子どものために身近なところでスポーツが楽しめるような、そういう環境づくりを進めていくというのが奈良県としてやるべきことではないかと思っています。その点でお考えがありましたら、これはスポーツになりますので、吉田部長にお聞きしたいと思います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 これまでもお答えしているとおおり、運動・スポーツというのは、大変重要なことだと思っています。誰もがいつでもどこでも気軽に運動・スポーツができる環境づくりというのは、当然のことながら必要だと考えています。

○今井委員 学校の給食の問題です。かつて中学校の給食の実施率が奈良県は全国に比べて非常に低いという問題があり、子どもの体位も低いということで、給食問題はかなり力を入れてあちこちで取り組んできました。今では県内の全部の市町村で中学校給食が実現できるようになったと思うのですけれども、ただ一つ県立中学校だけ、給食がないのです。この辺はどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○稲葉保健体育課長 国の第3次食育推進基本計画では、中学校における学校給食の実施率を上げることが目標の一つに掲げられておりました。国の目標値である90%以上の達成に向けて、本県においてもその推進に努めてまいりまして、昨年度、本県の公立中学校における実施率は100%となりました。

県立青翔中学校においては、同じ敷地内で校舎を共有している高等学校と同様に、開校当初から生徒は弁当を持参することとなっており、持参できない場合には、購買部で

販売される調理パンを購入しています。中学生に対しては、昼食時に牛乳を配付するミルク給食という形態を導入しています。このミルク給食は、他県の県立中学校においても数多く導入されている形態であり、昼食時は各担任・副担任が教室で生徒とともに昼食を取り、他の公立中学校の完全給食と同様の食育の取組が行われています。

また、青翔中学校では校内の食育推進委員会において、年に1回食育に関する取組の評価を行い、次年度に向けた課題の精査を行うなど、活動を継続して行うとともに、食に関する指導の全体計画を作成し、保健体育科や家庭科の時間を利用して、食に関する指導を実施しています。

なお、完全給食への移行については、自校で行う場合は、学校給食調理施設の新設が必要になることや、民間業者への委託を行う場合においても、高等学校との関係や、費用対効果の面から難しいと判断しており、現在は完全給食への移行は考えておりません。

○今井委員 全県から生徒が来られていますので、ぜひ完全給食の移行を検討していただきたいと思います。

先日、西大和学園の入学式のときに西道会の入会の申込みが保護者に配られたことがニュースになっておりましたけれども、この問題を県はどう受け止めておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○山口教育振興課長 ただいま今井委員から話がありました西大和学園での話なのですが、先日の報道で、我々も事実については承知をしています。県からは、その事実関係については学校側に報告を求めているところでして、その状況、報告をいただいた内容をもって、また必要に応じて適切に指導・助言等を行っていきたいと考えています。

○今井委員 よろしくお願ひします。

○稲葉保健体育課長 尾崎委員長、先ほどの今井委員のコロナの感染者数の報告をしてよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 どうぞ。

○稲葉保健体育課長 6月に学校が再開してから、令和3年2月15日現在まで、文部科学省に報告を上げた事例のまとめが出ていましたので、県内分をお伝えさせていただきます。公立の小中学校に関しては46名、それから県立学校に関しては34名となっています。なお2月15日以降の県立学校の発生生徒数に関しては2名ということになっています。

○尾崎委員長 ほかにございますか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で討論される場合は委員長報告に意見を記さないこととなっています。日本共産党は反対討論をされます。

委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願ひします。

次に委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして、本日の委員会を終わります。